

益田市農業委員会第37回総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月26日（金）午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所 益田市役所3階 大会議室

3. 農業委員（出席16名）（欠席0名）

1番 又賀 保（出）	2番 大畑 美里（出）	3番 須藤 寿人（出）
4番 吉村 太（出）	5番 大庭 清（出）	6番 齋藤 浩文（出）
7番 御神本康一（出）	8番 田中 綾（出）	9番 佐原 晃子（出）
10番 領家 耕一（出）	11番 松本 幸夫（出）	12番 谷本 大輔（出）
13番 柳田 継男（出）	14番 豊田 志摩（出）	15番 宮川 有衣（出）
16番 西川 友史（出）		

4. 農地利用最適化推進委員（出席20名）（欠席3名）

1番 増野 六彦（出）	2番 三輪 昌義（出）	3番 澁谷 記幸（出）
4番 澤江 浩一（出）	6番 寺戸 康人（出）	7番 三浦 尚人（出）
8番 田原 勝美（出）	9番 野村 浩三（出）	10番 寺戸豊太郎（出）
11番 塩満 文雄（出）	12番 河野 正憲（欠）	13番 青木 伸爾（出）
14番 中村 敏幸（出）	15番 椋木 昭雄（欠）	16番 長谷川孝明（出）
17番 豊田 繁雄（出）	18番 中島秀一郎（出）	19番 宮内 英之（出）
20番 椋木 孝光（出）	21番 岡崎 定佳（出）	22番 渡邊 豊孝（出）
23番 河野 光好（出）	24番 三浦 和颯（欠）	

5. 提出議案

議第169号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第170号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第171号	農地でないことの確認について
報第152号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第153号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第154号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第155号	農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について
報第156号	利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 議事に参加した職員

（農業委員会事務局）柳井局長、宇津局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 37 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、3 番の須藤委員、4 番の吉村委員、よろしく願いいたします。 本日の欠席委員は、農地利用最適化推進委員の 12 番河野正憲委員、15 番椋木昭雄委員、24 番三浦和頭委員。 はじめに、「議第 169 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 遠田町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、遠田町の畑 1 筆 555 m²です。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難になったため、譲り受け事由は、耕作放棄地を増やさないためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 6 月 15 日に澤江推進委員と行いました。先程事務局の説明がありましたように、高齢により耕作困難ということで譲り渡したいということで、今回譲り受ける〇〇さんは周辺圃場もきちんと管理されているので、問題なく管理できると思いますので問題ないと判断します。以上です。
西川友史会長	2 番 薄原町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、薄原町の田 5 筆 1,697 m²です。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難になったため、譲り受け事由は、隣接農地を耕作しており、申請地を譲り受けて管理するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
長谷川孝明推進委員	松本委員がちょっと遅れるということなので推進委員の長谷川の方から報告でよろしいでしょうか。
西川友史会長	はい。
長谷川孝明推	松本委員と 16 日に現地の確認を行いました。先程の話にもありましたよう

進委員	に、所有者の〇〇さんの方はご高齢で一人住まいで、実際こちらの田んぼの方は耕作されておりません。ここ何年も人に頼んで年2回ほど周辺の田んぼの方にも影響があるので、草刈りをお願いしている状態でした。それで、下側の田んぼを作っていらっしゃる〇〇さんの方で、そこまで気兼ねをされることも無いのでまあ私の方で田を譲り受けて管理をしましょうということで、話がまとまったようでございます。〇〇さんの方も周辺に田を相当数耕作されておりまして、問題はないものと考えております。以上です。
西川友史会長	本日の3条申請は以上2件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第169号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第170号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	1番 中須町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中須町の田畑 2筆 1,245 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1番又賀です。現地確認は6月15日に大畑委員と行いました。今回この土地を相続された〇〇さんが太陽光パネルの会社の方から譲り受けたということでありました。現地へ行ってみました。この畑については草刈りがしてきれいにしてありましたが、周辺には手つかずの農地があります。これまでも近くの土地について宅地化したいという人もおりましたが、なかなか進入路も狭いということで手が付けられなくて困っておられた状況です。この度これを太陽光に使用されるということで、近隣の方にも承諾を取ったり、また説明をしたりして了承を受け取るという内容でした。これまで太陽光については他地区であったわけですが、いよいよ自分のところにもこういうことが来たなということで、今後その周辺にある農地についてもちょっと不安に思っておりますが、当事者の承諾があり今回こういう内容になっております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
西川友史会長	2番 久城町

事務局	本件は、賃貸借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、久城町の畑 3 筆 1,526 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、作業場及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、既に完了しているためありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は6月15日に又賀委員と行いました。申請は平成18年5月から〇〇が借りて倉庫として使用しておりまして、始末書が添付されております。今回新たに借りて作業場、駐車場として使用するためです。適当であると判断しました。
西川友史会長	3 番 久々茂町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、久々茂町の畑 1 筆 75 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、既に完了しているためありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
御神本康一委員	7 番御神本です。現地確認は6月17日の朝、野村推進委員と確認に行っていました。当地は以前から申請が出とった〇〇からの〇〇が〇〇さんの家を買われ、また近隣の土地も買われということで、〇〇さんもこの土地を処分したい、またその土地を〇〇さんは今まで〇〇さんの好意で使わせていただいていたという土地でございます。既に使われておったんですけど、この度正式に申請が出ております。どうかご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	4 番 安富町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、安富町の田 1 筆 965 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の

	許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
領家耕一委員	10 番領家です。6 月 23 日に青木推進委員と共に現地の確認をいたしました。ここは数年耕作はしてない白地の所になります。事業所の計画書とまた土地改良区の意見書も添付されております。特別な問題はないかと思われます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	5 番 戸田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、戸田町の田 2 筆 1,476 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
柳田継男委員	13 番柳田です。16 日に宮内推進委員と現場確認に行きました。現場確認をしている時に本人さんがたまたま出て来られて、「よろしく申し上げます」というお話をいただきましたので別に問題はないと。また近隣の承諾書も得ているそうですので問題ないと思います。よろしく申し上げます。
西川友史会長	6 番 匹見町道川
事務局	本件は、賃貸借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、匹見町道川の田畑 3 筆 3,464 m²です。 都市計画区域外で、農用地区域内農地であることから第 1 種農地と判断致します。 転用目的は、資材置場で、転用許可該当条項は農地法施行令第 11 条 1 項の規定である一時的な利用に供するために行う許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、既に完了しているためありません。 なおこの案件は 30a を超えるため常設審議委員会に回る案件となります。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
宮川有衣委員	15 番宮川です。6 月 16 日に西川委員と借受人の〇〇の担当者の立ち合いのもと現地確認に行きました。今回は公共事業の残土処理の仮置場、また資材

	置場として使われるということです。利用期間が 10 月 2 日までとなつてはいるんですけど、おそらく継続でまた工事が始まるので、その都度申請を出されるということです。場所は元々少し原野化したような場所で、周りにも影響がないような場所です。事前着工されているんですけど、始末書も添付してありますので、問題ないと判断しました。以上です。
西川友史会長	本日の 5 条申請は以上 6 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 170 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 171 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。 1 番 美濃地町
事務局	申請地は美濃地町の 4 筆 1,254 平方メートルです。昭和 50 年頃から耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
谷本大輔委員	12 番谷本です。6 月 19 日に中島推進委員と現地確認を行っております。〇〇〇というのは山の中のような状態で、〇〇〇の方は藪のような状態になっており、非農地としてみても特に問題ないと考えております。 ご審議の程よろしくをお願いいたします。
西川友史会長	本日の農地でないことの確認は以上 1 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 156 号 農地でないことの確認について」は承認の扱いとさせていただきます。 そう致しますと本日の議事については以上でございます。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。
事務局	「報第 152 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 27 件、再設定が 2 件の合計 29 件、54,716.07 m² です。 「報第 153 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出に

	ついて」届出件数は、14 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 3 件です。 「報第 154 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」届出件数は 70 件です。解約理由は、1 番から 57 番は契約内容を変更するため、58 番から 70 番は中間管理事業を利用するため、それぞれ合意解約が成されたものです。 「報第 155 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出書について」届出件数は 1 件です。申請地は、中吉田町の 1 筆 784 平方メートルの内 70.3 平方メートルです。農業用施設の利用でございます。 「報第 156 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」所在地は、大草町の 118 筆 54,036 m²、山折町の 49 筆 15,567 m²、乙子町の 137 筆 73,412.52 m² 赤雁町の 70 筆 25,951.79 m² 久々茂町の 5 筆 241 m² 合計 379 筆 169,208.31 m²でございます。 今回の非農地判断を行った農地は、北仙道地区の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者 62 名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。 報告は以上でございます。
西川友史会長	ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。
寺戸豊太郎推進委員	賃貸借の平均値というのがだいたい毎年 1 回は数字が出てくると思うんですけど、あの計算の仕方というのは賃貸借をしている農地の平均値であって、使用貸借をしている農地は含まれてないという認識でよろしかったですよ。ということは貸借をするときその平均値を基に計算はするんですけど、実際には全体の平均というか、実際賃貸借をしてないものも踏まえて全体としてどの位の割合なのか、というのも分かっているというのとある意味目安にならないのではないかとというのがあってですね、今回も使用貸借で向横田の方もかなり面積が変わってますんでそうすると平均値が大きく変わっちゃうとなると思いますんで、平均値を出すときに併記して分かるようにしていただいた方が全体の様子が見えやすくなるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
事務局	出し方としてですが、県の中でこれといった決まりというのは特にないので、今年度から使用貸借も含めて出し方について検討していこうと思います。
寺戸豊太郎推進委員	よろしくお願いします。
西川友史会長	よろしいでしょうか。 (はい、の声) それでは無いようですので第 36 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上会議の顚末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

会 長

3 番

4 番

--	--